印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託仕様書

１　業務の目的

本業務は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の趣旨に基づき、生活に困窮するおそれのある者または既に困窮状態にある者に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却及び自立の促進を図ることを目的とする。

経済的困窮のみならず、就労、住居、健康、ひきこもり、社会的孤立等の複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、家族その他の関係者の状況を考慮しつつ、関係機関と連携しながら、相談支援、支援計画の作成及び必要な各種支援へのつなぎを行う。

支援を必要とする者が支援から取り残されることのないよう、アウトリーチを通じた支援を行い、早期把握・早期介入の体制整備並びに地域における支援ネットワークの構築に資する取組を実施するものとする。

被保護者就労支援事業については、生活保護法（昭和25年法律第144号）の趣旨に基づき、被保護者の自立支援を促進することを目的とし、被保護者からの就労に関する相談及び助言、情報提供等を行うものである。

２　業務の実施場所

印西市大森２５６４－１４０

３　委託期間

契約日の翌日から令和１２年３月３１日まで

・準備期間　　契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

・本履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

４　対象者

印西市内に居住する生活困窮者を原則とする。

生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的もしくは社会的なつながりを失い困窮している者（制度の狭間で困窮している者、ひきこもり、住まいに課題を抱える生活困窮者等を含む）であって、支援が必要と認められる者とする。

５　実施体制

（１）実施時間

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。なお、相談・支援の状況によっては、上記時間外の対応が必要となる場合がある。

（２）設備・備品等

ア　市が用意するもの

事務所の賃貸に係る経費（賃貸料、敷金等）、光熱水費（電気料金、水道料金、

ガス料金)、機械警備委託料、下水道使用料、電話回線、インターネット回線、事務所の運営に必要な備品（固定電話機、カウンター、相談用テーブル及び椅子、事務机及び椅子、書棚等）

イ　受託者が用意するもの
事業用車両及び運行に要する経費、業務に必要な機器類（パソコン、レーザープリンター、複合機等）及び維持管理費、消耗品、電話・インターネット回線の契約と使用料

６　委託業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。なお、効果的・効率的な支援のため自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善事業を一体的に実施すること。また、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、受託者だけでは解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図り支援等を行う。

（１）自立相談支援事業（事業の内容は、別添１のとおり）
（２）就労準備支援事業（事業の内容は、別添２のとおり）
（３）家計改善支援事業（事業の内容は、別添３のとおり）
（４）ひきこもり支援推進事業のうち下記の事業（事業の内容は、別添４のとおり）
ア　相談支援事業
イ　居場所づくり事業
ウ　住民向け講演会・研修会開催事業
（５）被保護者就労準備支援事業（事業の内容は、別添５のとおり）
（６）被保護者家計改善支援事業（事業の内容は、別添６のとおり）
（７）被保護者就労支援事業（事業の内容は、別添７のとおり）

７　関連する法律や手引きについて

事業実施にあたっては、関連する法令や手引き等に基づき適正に行うこと。なお、本事業に関しては、法令等の改正が行われた場合については、改正後の内容を基本として事業を実施するよう留意すること。

（関係法令等）
・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
・生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）
・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
・生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）
※以上は、本事業実施にあたり、特に重要な法令等を示したものである。

８　人員体制

受託者は、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」について、各配置職員が担当業務に応じた課程の修了者であること（または契約締結後、速やかに受

講し修了すること）を前提に、以下に定める人員体制を整備すること。
　なお、各人員は原則として１週間の勤務日数が５日（ただし１日あたりの勤務時間が７時間４５分）とする。
　職員が休憩、研修、事業等において不在の場合にも、窓口には、原則２名以上、事業遂行に必要な人員を配置すること。
　なお、下記の人員に変更が生じる際は、速やかに書面で市に報告をすること。欠員がないよう努めるとともに、万が一欠員が生じた場合には、速やかに人員の補充を行うこと。

（１）自立相談支援事業

ア　主任相談支援員（常勤）

（ア）以下の業務を遂行できる能力を有すること

a　相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成

b　困難ケースへの対応など高度な相談支援

c　社会資源の開拓・連携

（イ）以下の要件のいずれかを満たすもの

a　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの有資格者とし、保健、医療、福祉、就労等の分野における業務に５年以上従事した経験を有している者

b　生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に５年以上従事した経験を有する者

イ　相談支援員

（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの

a　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの有資格者

b　生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に１年以上従事した経験を有する者

ウ　就労支援員

（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの

a　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの有資格者

b　相談のニーズや状況に応じた支援を行うことができる者

（２）就労準備支援事業（被保護者就労準備支援事業を含む）

ア　就労準備支援担当者

（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの

a　キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、社会保険労務士、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士のいずれかの有資格者

b　生活困窮者への就労支援業務その他の就労支援業務に１年以上従事した経験を有する者

（３）家計改善支援事業（被保護者家計改善支援事業を含む）

ア　家計改善支援担当者

（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの

a　ファイナンシャルプランナー、消費生活アドバイザー等の有資格者
b　金融機関への勤務経験等、相談援助あるいは家計・金融について一定の知識を有する者
c　生活困窮者への家計改善支援業務その他の家計改善支援業務に１年以上従事した経験を有する者

（４）ひきこもり支援推進事業
ア　ひきこもり支援担当者
（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの
社会福祉士、公認心理士、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有し、当該資格を活用した相談支援業務に３年以上従事した者

（５）被保護者就労支援事業
ア　被保護者就労支援員
（ア）以下の要件のいずれかを満たすもの
キャリアコンサルティング等について一定の資格または実績を有する者など、就労支援業務に従事した経験を有し、被保護者への就労支援を適切に行うことができる者

（６）人員の内訳

1	主任相談支援員	１名
2	相談支援員・就労支援員	２名
3	家計改善支援担当者	１名
4	就労準備支援担当者	１名
5	ひきこもり支援担当者	１名
6	被保護者就労支援員	１名
人員配置の必要最低人数合計		７名

９　業務目標及びＫＰＩ
自立相談支援事業の成果指標（ＫＰＩ）は市の支援実績及び支援体制の成熟度をふまえ、下記のとおり年度ごとに段階的に設定するものとする。
各年度の達成状況は年度末に評価し、翌年度の改善計画及び体制強化に反映すること。

令和９年度　ＫＰＩ

項目	目標値
新規相談件数	210 件以上
支援決定率	30%以上
就労支援利用件数	20 件以上
就労準備支援利用件数	3 件以上
家計改善支援利用件数	8 件以上

令和１０年度 ＫＰＩ

項目	目標値
新規相談件数	240 件以上
支援決定率	30%以上
就労支援利用件数	25 件以上
就労準備支援利用件数	5 件以上
家計改善支援利用件数	10 件以上

令和１１年度 ＫＰＩ

項目	目標値
新規相談件数	270 件以上
支援決定率	30%以上
就労支援利用件数	30 件以上
就労準備支援利用件数	8 件以上
家計改善支援利用件数	15 件以上

（参考）
国の基準ＫＰＩ（令和８年度～目安値）

項目	ＫＰＩ	
新規相談件数	350 件以上	人口 10 万人当たり 27 件/月
支援決定率	50%以上	プラン作成件数/新規相談件数
就労支援利用件数	60%以上	就労支援対象者数/プラン作成件数

ＫＰＩ未達時の対応

１．ＫＰＩが未達の場合、受託者は翌年度開始前に改善計画書を提出すること
２．改善計画書には、未達の原因分析、改善策、体制強化案を含むものとする。
３．未達が複数年度にわたり継続する場合、改善に向けた体制強化を求めることがある。

１０　実施計画書

受託者は、「人員配置」の状況について、組織図、実施体制及び事務分掌を作成し、業務開始及び各年度当初（毎年度４月１日まで)、変更が生じた際には随時、市に提出すること。

１１　実施状況報告書

受託者は、業務について、実施月の翌月１０日までに報告書を市に提出すること。年度終了後１０日以内に年間実績報告書及びＫＰＩ評価報告書を提出すること。

１２　業務及び支援対象者の引継

受託終了時に業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、データ及び成果品の全てを印西市の立会いの下、新たな受託事業者に適切に引き継ぐこと。また、継続支援が必要な対象者についても支援の内容やその経過等を同様に引き継ぐこと。

なお、この場合は、受託期間中に引継ぎ期間を設け、新たな受託事業者が引き継ぐための必要経費は、新事業者の負担とする。

１３　委託料の経理

受託者は、支払いを受けた委託料の経理簿等を整備し、明確な経理を行い、受託事業以外に委託料を支出してはならない。

なお、この経理簿等を契約満了後、５年間保管しておかなければならない。

また、本事業に係る経理は、本事業を受託する法人の行う他の経理と明確に区別しなければならない。

１４　福祉事務所との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について（令和 7 年 4 月 1 日社援保発 0401 第 1 号、社援地発 0401 第 8 号）に基づき、下記の事項について特に留意し対応をすること。

（１）自立相談支援機関と福祉事務所は、日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携すること。

（２）生活保護が必要であると判断される者は、自立相談支援機関から福祉事務所に確実につなぐこと。

（３）生活困窮者自立支援制度の対象となり得る者を、福祉事務所から自立相談支援機関につながれた際には適切に対応をすること。

（４）要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行うこと。本人への切れ目のない、一体的な支援を確保するため、両制度を連続的に機能させていくこと。

（５）本人に関する情報や関係資料等を共有する場合においては、原則として本人の同意を得ることが必要である。

１５　守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

１６　苦情対応

支援対象からの苦情、トラブルの対応は、原則として受託者の責任において対応しなければならない。

１７　権利の帰属

本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

１８　研修

外部の研修に参加する等、職員の能力について研鑽を図ること。

１９　広報活動

事業の周知のため、広報啓発ツール（リーフレット、ホームページ、その他ＳＮＳ等）を作成すること。

特に、制度の狭間で困窮している者、ひきこもり等への支援に関する周知について幅広い世帯が対象となることを念頭に、効果的な方法を検討し、積極的な広報活動に努めること。

２０　その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、市と受託者双方による協議の上、これを決定する。

別添１

自立相談支援事業

１　事業概要

生活困窮者（居住に関する相談支援を含む）の相談に幅広く対応するための常設窓口を設置し、生活困窮者等が抱える課題の把握、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、丁寧なアセスメントを行い、個々の状態にあった支援計画の作成をし、関係機関や他の関連事業を含めた支援を包括的に行う。

自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、待ちの姿勢ではなく訪問支援などアウトリーチを含めた対応を行う。また、関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発に努める。

（１）事業内容

自立相談支援事業は以下を行う事業をいう。

ア　相談支援

就労・居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ､必要な情報提供及び助言をし､並びに関係機関との連絡調整を行う事業

イ　認定就労訓練事業の利用についてのあっせん

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

ウ　プランに基づく支援

生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画（自立支援計画）の作成等の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として、下記の支援を行う。

（ア）生活困窮者に係る状況の把握

（イ）自立支援計画の作成

（ウ）自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整（支援調整会議の実施を含む）

（エ）支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、その結果を踏まえ、自立支援計画の見直しを行うこと（モニタリング）

（オ）その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な支援

エ　生活困窮者支援を通じた地域づくり

関係機関とのネットワークを構築し、地域資源を開拓・活用し、生活困窮者の社会参加や就労の場を確保する。

オ　住居確保給付金（家賃・転居費用相当分を支給する給付金）に関する事務

支給に関する相談、申請書の受付、受給期間中の相談、就労支援等を行う。

（２）留意事項

事業の詳細については、下記の関連通知等を参照するとともに、それらに基づいた事業運営を実施すること。

ア　生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（社援発 0609 第 6 号）

イ　生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について（令和 7 年 4 月 1 日付け社援地発 0401 第 24 号）別添１「自立相談支援事業の手引き」

ウ　生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 5 月 14 日第 15 版）

エ　住居確保給付金の支給に係る事務手引き

別添２

就労準備支援事業

１　事業概要

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、下記（３）で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

本事業においては、一般就労に従事するための準備として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった経済的自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

（１）対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

ア　次のいずれにも該当する者であること。

（ア）申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

（イ）申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

イ　前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

（ア）アの（ア）または（イ）に該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

（イ）イの（ア）に該当しない者であって、アの（ア）また（イ）に該当するものとなるおそれがあること。

（ウ）市が本事業による支援が必要であると認める者であること。

（２）事業内容

ア　就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した個別の就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ　日常生活自立に関する支援

日常生活に必要な生活習慣の形成を促すため、様々なプログラムを活用しながら、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

ウ　社会生活自立に関する支援

他者との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ　経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習､キャリアコンサルティング､模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

（３）実施期間

1 年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況、その他の状況を勘案し、市が必要と認める場合にあっては、1 年を超える利用期間とすることも可能である。

（４）留意事項

事業の詳細については、下記の関連通知等を参照するとともに、それらに基づいた事業運営を実施すること。

ア　生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（社援発 0609 第 6 号）

イ　生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について(令和 8 年 6 月 29 日付け社援地発 0629 第 1 号）別添「就労支援の手引き」

ウ　生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 5 月 14 日第 15 版）

別添３

家計改善支援事業

１　事業概要

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付のあっせんを行う事業をいう。

家計支援計画に基づき、家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援により家計収支の均衡を図るほか、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどを総合的に実施する。

（１）対象者

多重（過剰）債務を抱え、返済が困難になっている者、収入の多寡に関わらず家計の問題があり、借金に頼らざるを得ないまたは支払いに滞りがある者などが想定される。

（２）事業内容

ア　家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ　滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ　債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ　貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑、迅速な審査につなげる。

（３）実施期間

本人の状況に応じた支援が実施できるよう、３～６カ月を目途に支援方針等の見直しを図られたい。

（４）留意事項

事業の詳細については、下記の関連通知等を参照するとともに、それらに基づいた事業運営を実施すること。

ア　生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（社援発 0609 第 6 号）

イ　生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について（令和 7 年 4 月 1 日付け社援地発 0401 第 24 号）別添５「家計改善支援事業の手引き」

ウ　生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 5 月 14 日第 15 版）

別添４

ひきこもり支援推進事業

１　事業概要

ひきこもり支援のための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（１）相談支援事業

対象者（本人及び家族等を含める）からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行う。また対象者の相談内容に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等のあらゆる社会資源を活用し、適切な関係機関へつなぐ参加支援を行い、その後も当該機関と情報交換を行うことにより、対象者への支援状況を把握し、継続的な支援をおこなう。

（２）居場所づくり事業

ひきこもり状態にある本人が社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。居場所とは、同様の状態にある者等が集まり、各々の状態を他者との関係の中で把握し、自己肯定感を高めること、居住する家から外出するきっかけとなることなど、多様な役割がある。なお、ひきこもり状態にある者が抱える背景や事情は多様であるため、年齢層ごとの集まり、性別ごとの集まり、趣味ごとの集まりなど各人が参加しやすいものとなるよう、多様な居場所づくりに配慮すること。

（３）住民向け講演会・研修会開催事業

地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、住民向けの講演会・研修会を開催する。また、リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する支援情報や地域の社会資源などの周知・広報を実施する。

（４）留意事項

事業の詳細については、下記の関連通知等を参照するとともに、それらに基づいた事業運営を実施すること。

ア　生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（社援発 0609 第 6 号）

別添５

被保護者就労準備支援事業

１　事業概要

就労に向けた日常生活習慣の形成や基礎技能の習得等の準備を要する被保護者について、被保護者就労準備支援事業を行う。「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について（令和７年３月 31 日社援保発 0331 第９号)」に基づき実施し、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業との一体的実施に努めること。

（１）対象者

就労に向けた複合的な課題を抱え、直ちに就職することが困難な被保護者であって、生活習慣の形成・改善を行い、社会参加に必要な基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。

（２）事業内容

ア　日常生活自立に関する支援
イ　社会生活自立に関する支援
ウ　就労自立に関する支援

（３）支援の実施

ア　被保護者就労準備支援シート作成
イ　就労体験についての留意点
ウ　他の就労支援との連携

（４）実施期間

対象者に対する支援は、原則として１年を基本とした期間で行うものとする。ただし、保護の実施機関の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、この限りではない。

（５）対象者の決定

対象者は、福祉事務所において決定し、受託者に通知する。

別添６

被保護者家計改善支援事業

１　事業概要

生活保護受給者の自立助長の観点から、世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。「被保護者家計改善支援事業の実施について（令和７年３月31日社援保発0331第10号)」に基づき実施し、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業との一体的実施に努めること。

Ａ　家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について

（１）対象世帯

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

（２）事業内容

ア　相談受付（インテーク）

イ　アセスメント

ウ　家計再生プラン(家計支援計画)の策定

エ　支援の提供

（ア）家計管理に関する支援

（イ）滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

（ウ）債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

（エ）貸付けのあっせん（福祉事務所との事前協議必須）

オ　モニタリング

カ　プラン評価

（３）留意事項

ア　キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

イ　預貯金

ウ　各種給付制度等の利用に向けた支援

エ　各種貸付金（福祉事務所との事前協議必須）

Ｂ　大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について

（１）対象世帯

大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

（２）事業内容

ア　希望する進路の把握

イ　希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言

ウ　利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等

エ　子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明等

オ　家計改善支援機関による支援

カ　その他大学等への進学に当たって必要な支援や相談への対応

（３）支援の実施

支援の実施方法は個別に世帯を訪問する以外に、複数の者にセミナー形式で、生活保護制度における進学資金の準備方法や、利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等を行う方法等も考えられるので、状況に応じた支援を実施すること。

ＡＢ共通

（４）対象者の決定

対象者は、福祉事務所において決定し、受託者に通知する。

別添７

被保護者就労支援事業

１　事業概要

就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。同意を得た被保護者に対し、自立に向けた取組として、被保護者本人の特性に合う就労の場を開拓していく支援を行う。「被保護者就労支援事業の実施について（平成 27 年 4 月 9 日社援保発 0409 第 2 号）」に基づき、実施すること。

（１）対象者

被保護者のうち、稼働能力の活用が可能な状態にあるが、就労意欲の低い者や就労阻害要因の多い者とする。

（２）就労支援の流れ

ア　アセスメント

対象者の課題を把握し、その背景や要因を分析し、課題に応じた適切な支援の方向を見定める。労働市場の現状及び職業情報の提供を行うとともに、対象者の自己理解と職業理解を通じた包括的な職業選択及び将来のキャリア形成に向けて、キャリアコンサルティング等必要な支援を行うこと。

（ア）　現状の把握

（イ）　自己理解への支援

（ウ）　職業理解への支援

イ　個別シートの作成及び見直し

アセスメントの結果、生活課題、本人の希望する職業や働き方への課題、目標が設定できたら、対象者ごとに、本人の状態に応じた目標や支援内容を個別シートに記載すること等により明確にしておくこと。

ウ　求職活動の支援

（ア）　履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方指導

（イ）　ハローワークへの同行等

エ　支援の評価

対象者とともに、実施されてきた就労支援や目標の達成状況を振り返り、支援内容や目標の見直し、新しい課題に対する支援の再検討をすること。

（３）個別求人開拓

職業紹介や個別求人開拓を行う場合は、求人と求職のマッチングが円滑に行われるよう対象者の希望や特性に合った事業者を紹介または開拓すること。

（４）定着支援

就労後、短期間のうちに離職する者も見られることから、職場の状況確認などの声かけや見守りが、対象者の就労や生活の安定につながる有効な対応であることを

認識し、定着支援を行うこと。

（５）就労体験

対象者のニーズに基づき、各人の能力、適正等個別状況に応じた多様な就労体験を実施し、就労に必要な基礎的能力を身につけ、就労意欲の向上を図ること。また、就労体験先の開拓を随時行い、支援対象者が就労体験を継続していくために適切な支援を実施すること。併せて、就労体験受け入れ先との連絡調整に留意すること。

（６）連携体制

ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画し協議する場を設定するなど､就労支援に関する連携を取ること｡なお、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業に際し、提出すべき個人票等の書類がある場合には、受託者側で作成すること。

（７）対象者の決定

対象者は、福祉事務所において決定し、受託者に通知する。